

議提第 2 号

「議案第 68 号」北本市手数料条例等の一部改正に対する附帯決議

会議規則第 14 条の規定により、「議案第 68 号」北本市手数料条例等の一部改正に対する附帯決議を次のとおり提出する。

令和元年 12 月 13 日 提出

提出者	北本市議会議員	黒 澤 健 一
賛成者	北本市議会議員	村 田 裕 子
賛成者	北本市議会議員	金 森 すみ子
賛成者	北本市議会議員	今 関 公 美
賛成者	北本市議会議員	岡 村 有 正
賛成者	北本市議会議員	桜 井 卓
賛成者	北本市議会議員	大 嶋 達 巳
賛成者	北本市議会議員	保 角 美 代
賛成者	北本市議会議員	島 野 和 夫

北本市議会議長 滝 瀬 光 一 様

「議案第 68 号」北本市手数料条例等の一部改正に対する附帯決議

「議案第 68 号」北本市手数料条例等の一部改正中、第 1 条（北本市手数料条例の一部改正）については、受益者負担の観点から原価負担することについて激変緩和措置もあり、一定の理解を示すが、第 2 条（北本市市民交流プラザ設置及び管理条例の一部改正）及び第 3 条（北本市北本駅西口駅前多目的広場設置及び管理条例の一部改正）については、行政財産の有効活用の観点から以下のとおり対応することを求める。

- 1 第 2 条に定める多目的ルーム 1 及び多目的ルーム 2 については、市民のみならず民間会社等も使用できることを広く周知する等、利用を増加させるための方策を講じること。
- 2 第 3 条に定める多目的広場については、現在利用が極端に少ないことから広場としての新たな活用方法も含め、広く市民が有効に利用できるよう方策を講じること。

以上、決議する。

令和元年 12 月 13 日

北 本 市 議 会